

排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令案 新旧対照表
 排水基準を定める省令の一部を改正する省令（平成十三年環境省令第二十一号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案			現行		
<p>附則 1（略） 2 附則別表の上欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の中欄に掲げる業種その他の区分に属する工場又は事業場に係る排水の汚染状態についての水質汚濁防止法（以下「法」という。）（第三条第一項の排水基準は、この省令の施行の日から十八年間は、この省令による改正後の排水基準を定める省令（以下「改正後の省令」という。）（第一条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。） 3～5（略）</p>					
有害物質の種類	業種その他の区分	許容限度	有害物質の種類	業種その他の区分	許容限度
<p>ほう素及びその化合物 （単位 ほう素の量 に関して、一リットルにつきミリグラム）</p>	<p>電気めつき業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。） ほうろつ鉄器製造業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）</p>	三	<p>ほう素及びその化合物 （単位 ほう素の量 に関して、一リットルにつきミリグラム）</p>	<p>電気めつき業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。） ほうろつ鉄器製造業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）</p>	四
<p>うわ薬製造業（ほうろつうわ薬を製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出</p>	<p>うわ薬製造業（ほうろつうわ薬を製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出</p>	四	<p>うわ薬製造業（ほうろつうわ薬を製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出</p>	<p>うわ薬製造業（ほうろつうわ薬を製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出</p>	五
<p>附則別表 1（略） 2 附則別表の上欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の中欄に掲げる業種その他の区分に属する工場又は事業場に係る排水の汚染状態についての水質汚濁防止法（以下「法」という。）（第三条第一項の排水基準は、この省令の施行の日から十五年間は、この省令による改正後の排水基準を定める省令（以下「改正後の省令」という。）（第一条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。） 3～5（略）</p>					

<p>するものに限る。)</p> <p>貴金属製造・再生業(海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。)</p>	<p>下水道業(旅館業(温泉(温泉法(昭和二十三年法律第百二十五号(第二条第一項に規定する温泉をいう。以下同じ。))を利用するものに限る。))に属する特定事業場(下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第十二条の二第一項に規定する特定事業場をいう。以下「下水道法上の特定事業場」という。))から排出される水を受け入れており、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものであつて、一定の条件に該当するものに限る。)</p>	<p>金属鉱業(海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。)</p>	<p>(削る)</p>
	<p>五</p>	<p>—</p>	<p>(削る)</p>

<p>するものに限る。)</p> <p>貴金属製造・再生業(海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。)</p>	<p>下水道業(旅館業(温泉(温泉法(昭和二十三年法律第百二十五号(第二条第一項に規定する温泉をいう。以下同じ。))を利用するものに限る。))に属する特定事業場(下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第十二条の二第一項に規定する特定事業場をいう。以下「下水道法上の特定事業場」という。))から排出される水を受け入れており、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものであつて、一定の条件に該当するものに限る。)</p>	<p>金属鉱業(海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。)</p>	<p>粘土瓦製造業(うわ葉瓦を製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。)</p>
		<p>—</p>	<p>一一一</p>

	<p>つわ薬製造業（つわ薬瓦の製造に使用するつわ薬を製造するものであり、かつ、海域以外の公共水域に排水を排出するものに限る。）</p>	一四
	<p>旅館業（温泉を利用するものに限る。）</p>	五
<p>ふつ素及びその化合物 （単位 ふつ素の量 に関して、一リットルにつきミリグラム）</p>	<p>ほつろつ鉄器製造業（海域以外の公共水域に排水を排出するものに限る。）</p>	一一
	<p>つわ薬製造業（ほつろつつわ薬を製造するものであり、かつ、海域以外の公共水域に排水を排出するものに限る。）</p>	
	<p>電気めつき業（一日当たりの平均的な排水の量が五立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共水域に排水を排出するものに限る。）</p>	一五
	<p>旅館業（水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和四十九年政令第三百六十三号。以下「改正政令」という。）の施行の際現に湧出していなかっ</p>	

	<p>つわ薬製造業（つわ薬瓦の製造に使用するつわ薬を製造するものであり、かつ、海域以外の公共水域に排水を排出するものに限る。）</p>	一四
	<p>旅館業（温泉を利用するものに限る。）</p>	五
<p>ふつ素及びその化合物 （単位 ふつ素の量 に関して、一リットルにつきミリグラム）</p>	<p>ほつろつ鉄器製造業（海域以外の公共水域に排水を排出するものに限る。）</p>	一五
	<p>つわ薬製造業（ほつろつつわ薬を製造するものであり、かつ、海域以外の公共水域に排水を排出するものに限る。）</p>	
	<p>電気めつき業（一日当たりの平均的な排水の量が五立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共水域に排水を排出するものに限る。）</p>	
	<p>旅館業（水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和四十九年政令第三百六十三号。以下「改正政令」という。）の施行の際現に湧出していなかっ</p>	

アンモニア、アンモ	<p>た温泉を利用するものであつて、一日当たりの平均的な排出水の量が五 立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）</p> <p>旅館業（温泉（自然に湧出しているもの（掘削により湧出させたものを除く。以下同じ。）を除く。以下この欄において同じ。）を利用するものであつて一日当たりの平均的な排出水の量が五〇立方メートル未滿であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。）</p> <p>電気めつき業（一日当たりの平均的な排出水の量が五 立方メートル未滿であるものに限る。）</p> <p>旅館業（温泉（自然に湧出しているものに限る。以下この欄において同じ。）を利用するものであつて一日当たりの平均的な排出水の量が五〇立方メートル未滿であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。）</p>	三
アンモニア、アンモ	<p>下水道業（下水道法施行令（昭和</p>	一三

アンモニア、アンモ	<p>た温泉を利用するものであつて、一日当たりの平均的な排出水の量が五 立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）</p> <p>旅館業（温泉（自然に湧出しているもの（掘削により湧出させたものを除く。以下同じ。）を除く。以下この欄において同じ。）を利用するものであつて一日当たりの平均的な排出水の量が五〇立方メートル未滿であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。）</p> <p>電気めつき業（一日当たりの平均的な排出水の量が五 立方メートル未滿であるものに限る。）</p> <p>旅館業（温泉（自然に湧出しているものに限る。以下この欄において同じ。）を利用するものであつて一日当たりの平均的な排出水の量が五〇立方メートル未滿であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。）</p>	三
アンモニア、アンモ	<p>下水道業（下水道法施行令（昭和</p>	一五

備考 1 上欄に掲げる有害物質の種類ごとに中欄に掲げる業種その他の区分に属する特定事業場（法第二条第六項に規定する特定事業場をいう。以下この項において同じ。）が同時に他の業種その他の区分にも属する場合において、改正後の省令別表第一又はこの表によりそれらの業種その他の区分につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該特定事業場から排出される排水の排水基準	ニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 （単位 アンモニア性窒素に〇・四を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量に関して、一リットルにつきミリグラム）	三十四年政令第四百十七号（第二十四条の二第一項第一号に定める特定公共下水道に係るものであり、かつ、モリブデン化合物製造業又はジルコニウム化合物製造業に属する下水道法上の特定事業場から排出される水を受け入れているものに限る。）	酸化コバルト製造業	一六
	（削る）	（削る）		
	畜産農業	六		
	ジルコニウム化合物製造業	七		
	モリブデン化合物製造業	一五		
	バナジウム化合物製造業	一六五		
貴金属製造・再生業	二九			

備考 1 上欄に掲げる有害物質の種類ごとに中欄に掲げる業種その他の区分に属する特定事業場（法第二条第六項に規定する特定事業場をいう。以下この項において同じ。）が同時に他の業種その他の区分にも属する場合において、改正後の省令別表第一又はこの表によりそれらの業種その他の区分につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該特定事業場から排出される排水の排水基準	ニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 （単位 アンモニア性窒素に〇・四を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量に関して、一リットルにつきミリグラム）	三十四年政令第四百十七号（第二十四条の二第一項第一号に定める特定公共下水道に係るものであり、かつ、モリブデン化合物製造業又はジルコニウム化合物製造業に属する下水道法上の特定事業場から排出される水を受け入れているものに限る。）	酸化コバルト製造業	一六
	電気めつき業	三		
	畜産農業	七		
	ジルコニウム化合物製造業			
	モリブデン化合物製造業及びバナジウム化合物製造業	一七		
	貴金属製造・再生業	三		

については、それらのうち、最大の許容限度のものを適用する。

2 ほう素及びその化合物の項中下水道業において、「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が10を超えることをいう。

$$\frac{C_i \cdot Q_i}{Q}$$

この式において、 C_i 、 Q_i 及び Q は、それぞれ次の値を表すものとする。

C_i 当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水のほう素及びその化合物による汚染状態の通常値(単位 ほう素の量に関して、1リットルにつきミリグラム)

Q_i 当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の通常量(単位 一日につき立方メートル)

Q 当該下水道から排出される排水の通常量(単位 一日につき立方メートル)

については、それらのうち、最大の許容限度のものを適用する。

2 ほう素及びその化合物の項中下水道業において、「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が10を超えることをいう。

$$\frac{C_i \cdot Q_i}{Q}$$

この式において、 C_i 、 Q_i 及び Q は、それぞれ次の値を表すものとする。

C_i 当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水のほう素及びその化合物による汚染状態の通常値(単位 ほう素の量に関して、1リットルにつきミリグラム)

Q_i 当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の通常量(単位 一日につき立方メートル)

Q 当該下水道から排出される排水の通常量(単位 一日につき立方メートル)